

## 静岡県交通基盤部土木関係総合評価審査委員会設置要領

### (目的)

第1条 総合評価落札方式の実施にあたり、総合評価落札方式の実施等に関する事項の審査を行うため、静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式(工事)実施要領の第3条の規定及び、静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式(建設関連業務)実施要領の第3条の規定に基づく静岡県交通基盤部土木関係総合評価審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (会務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 落札者決定基準
- (2) その他、実施方針等委員長が必要と認める事項の審査

### (構成)

第3条 委員会は、学識経験者と県職員で構成するものとし、別記1のとおりとする。

- 2 学識経験者に係る委員は、交通基盤部長が委嘱する。
- 3 学識経験者に係る委員の任期は、2年を超えないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員長は、学識経験者に係る委員の互選による。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員長は、特に専門的な知識を必要とする場合は、委員会に諮って専門家を委員に選任することができる。
- 7 委員は、再任されることができる。

### (委員会の開催)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めるときに開催する。

- 2 委員会は、学識経験者に係る委員の2名以上の出席で成立するものとし、代理出席は認めない。
- 3 委員長が欠席の場合は、副委員長がその職務を代理する。副委員長は、委員長が指名するものとする。
- 4 委員会の会議は、原則として非公開とする。

### (他部局が実施する建設工事及び建設関連業務委託の審査)

第5条 委員会は、知事部局内の他部局および静岡県教育委員会の求めに応じ、土木・農林土木関係の建設工事又は建設関連業務委託を総合評価落札方式により実施する場合で、かつ、交通基盤部が定めるガイドラインを準用する場合には、当委員会にて審査することができる。

- 2 前項により審査を求める場合には、事前に事務局と調整することとする。

(市町が実施する建設工事及び建設関連業務委託の審査)

第6条 委員会は、市町の求めに応じ、市町が実施する土木・農林土木関係の建設工事及び建設関連業務委託を審査することができる。

- 2 委員会は、市町が実施する工事及び建設関連業務委託を審査するにあたり、静岡県交通基盤部土木関係総合評価市町審査会（以下「市町審査会」という。）を置くものとし、市町審査会が委員会に代わり審査を行うものとする。
- 3 市町審査会の会員は、県職員で構成するものとし、別記2のとおりとする。
- 4 会長は建設技術監理センター所長とする。
- 5 会長は、市町審査会の事務を掌握する。
- 6 市町審査会は、会員の2名以上の出席で成立するものとし、会長が指名する者に限り代理出席を認めるものとする。
- 7 会長が欠席の場合は、副会長がその職務を代理する。副会長は、会長が指名するものとする。
- 8 市町審査会の会議は、原則として非公開とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、技術調査課（建設技術監理センター）、事業担当課及び関係する出先機関で構成する。なお、委員会の審査に必要な技術資料等は、事業担当課及び関係する出先機関が調製し、説明する。

- 2 他部局および静岡県教育委員会が実施する建設工事及び建設関連業務委託を審査する時は、委員会の事務局として、技術調査課（建設技術監理センター）、事業担当課及び出先機関で構成する。なお委員会の審査に必要な技術資料等は、事業担当課及び関係する出先機関が調製し、説明する。
- 3 市町が実施する建設工事及び建設関連業務委託を審査する時は、市町審査会の事務局として、技術調査課（建設技術監理センター）及び当該市町で構成する。なお、市町審査会の審査に必要な技術資料等は、当該市町が調製し、説明する。

(守秘義務)

第8条 委員及び会員は、職務上知り得た秘密を他者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(要領に定めのない事項)

第9条 この要領に定めのないもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 20 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 21 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記 1

静岡県交通基盤部土木関係総合評価審査委員会 委員名簿

委員	学識経験者（複数）
委員	建設技術監理センター所長
委員	事業担当局長※
委員	事業担当局技監※
委員	建設経済局長
委員	建設政策課長
委員	技術調査課長
委員	工事検査課技監
委員	事業担当課長※

※ 必要に応じて参加を求める。

別記 2

静岡県交通基盤部土木関係総合評価市町審査会 会員名簿

会員	建設技術監理センター所長
会員	技術調査課長
会員	建設技術監理センター技監